**資料２-２**

第四次計画における基本目標ごとの取組み（案）

第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画

（計画期間：令和２年度から令和６年度）

　　基本目標１　就業支援

**職業訓練等の実施・促進**

**就業あっせん**

**【第三次計画の施策評価（現状と課題）】**

**【第三次計画の施策評価（現状と課題）】**

**・公共職業訓練の実施**

　　⇒　夕陽丘高等職業技術専門校において、トータルサポート事務実務や会計実務に関する訓練を実施。H30以降、事務・営業系の訓練は民間教育訓練機関に委託実施。

**・就業支援講習会の実施**

　⇒　就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を開催。本講習会受講者の就業率を高めるよう、引き続き取組みを強化。

【※目標　受講者の就業率　９割以上】　［H30：83.6％］

**・母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施**

　⇒　ひとり親の学び直しに係る事業実施を働きかけるほか、資格取得を容易にするための給付金を支給。

・**母子家庭等就業・自立支援センターの推進**

⇒　相談者数が減少傾向にあるのは、府内有効求人倍率の高まりによる求職者数の減少という影響を本センターにおいても受けたことによるもの。引き続き関係機関と連携のもと、総合的な支援体制の整備を行うとともに、企業等への働きかけによる企業開拓や就職情報提供等の機能を一層発揮させることが重要。

・**母子・父子自立支援プログラム策定事業**

⇒　一部未実施市も見られるが、「生活保護受給者等就労自立促進事業」や「地域就労支援事業」等の連携・活用により対応が行われており、今後、未実施の市にはこれら事業の連携を促進する取組みが必要。

**第四次計画の項目・目標等**

○母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

○母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携

○地域就労支援事業による就労支援

○母子・父子自立支援員による就業相談

○ＯＳＡＫＡしごとフィールドによる就労支援

○国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供

○公共職業安定所（ハローワーク）における就業紹介

**第四次計画の項目・目標等**

○公共職業訓練の実施

○就業支援講習会の実施

○母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施

○技能習得期間中の生活資金貸付の実施

○職業能力形成プログラム（ジョブ・カード制度）の推進

**【第四次計画の具体的取組み】**

**【第四次計画の具体的取組み】**

**▶** 母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業や日常生活の支援を組み合わせたワンストップの事業展開を行うとともに、マザーズハローワークをはじめ就業相談機関と連携し、身近な地域での相談体制の整備や雇用確保、職場定着など就業による自立に向けた支援の充実を図る。

全国のハローワークが保有する求人情報のオンライン提供サービスを活用した情報提供、求人・求職のマッチングの強化を図る。

**▶** 福祉事務所設置自治体において、ひとり親家庭の実情に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定及びハローワークが実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業」等関連事業との連携強化を促進。

**▶** 地域就労支援事業、ハローワーク、マザーズハローワークやＯＳＡＫＡしごとフィールド等関係機関との連携による相談者一人ひとりに応じた就労支援を実施。

**▶** 母子・父子自立支援員による、地域における母子父子福祉推進委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等との連携を通じたきめ細かな相談対応を行う。

**▶** ハローワーク、マザーズハローワーク、福祉人材支援センター等との連携による積極的な求人情報の提供。

▶ ひとり親家庭の親等のニーズや企業の求人ニーズに応じた職業訓練の実施や訓練委託先の就職支援、ハローワークとの連携による就職率の向上を図る。

▶ ひとり親家庭の親等の円滑な就業準備や転職を支援する就業支援講習会の実施及び受講後の求人情報提供等の支援を実施。

▶ ひとり親家庭の親がより収入が高く安定した雇用につながるよう、自立支援給付金支給の支援を行うとともに、一般市に対して親の学び直し支援に係る事業の実施を働きかける。

▶ 自立支援給付金制度との連携による、母子・父子・寡婦福祉資金（生活資金）の適正な貸付を実施。

▶ 職業能力の習得が必要な方等の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援や座学と実習を合わせた実践的な職業訓練の実施。

　基本目標２　子育てをはじめとした生活面への支援

**【第三次計画の施策評価（現状と課題）】**

**就業機会創出のための支援**

**・保育所優先入所の推進**

⇒　母子父子寡婦福祉法の改正や国通知の趣旨に基づき、ひとり親家庭の親が就業や求職活動等を十分に行うことができるよう、保育所優先入所の取組を市町村に働きかけている。

**・多様な保育、子育て支援サービスの提供、放課後児童健全育成事業の充実**

⇒　延長保育、子育て短期支援、病児保育事業を子ども子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援計画の中に位置づけて推進。

⇒放課後児童クラブは、多様化する保護者の就労形態や養育に対応するため、引き続き計画的に推進。

**・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用**

⇒　一般市での実施状況、派遣実績ともに減少傾向。利用に際し、あらかじめひとり親家庭であることを証明し登録する必要があることから、比較的利便性の良いファミリー・サポート・センター事業の活用が要因の一つ。今後、ファミリー・サポート・センター事業の費用負担軽減措置についても要検討。

**・公営住宅における優先入居の推進等**

⇒府営住宅において、募集戸数の概ね６割をひとり親世帯や高齢者等を対象とした福祉世帯向け募集として実施。市町営住宅については、35市町中、23市町で優先入居の仕組みを導入。

**【第三次計画の施策評価（現状と課題）】**

**・民間事業主に対する雇用の働きかけ**

⇒　母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取組みを通じた事業主へのひとり親家庭の親の雇用の働きかけを行うとともに、公正な採用選考が徹底されるよう、企業啓発を実施。

**・ひとり親家庭の雇用に配慮した官公需発注の推進**

⇒　「行政の福祉化」による総合評価入札制度や指定管理者制度での雇用を目的とした官公需発注を推進。引き続き取組みを行うとともに、市町村への取組みの働きかけが求められる。

**・公務労働分野における非常勤職員雇用に向けた取組み**

⇒　「行政の福祉化」の取組みや「特別措置法」の趣旨を踏まえ、府の非常勤雇用について、引き続き積極的な取組みを行うとともに、市町村への取組みの働きかけが求められる。

**第四次計画の項目・目標等**

○民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ

○ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進

○母子・父子福祉団体等への業務発注の推進

○公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取組み

○ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設

○ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進

○ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援

○特定求職者雇用開発助成金等の活用

○試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進

○助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

**第四次計画の項目・目標等**

○保育所等優先入所の推進

○多様な保育、子育て支援サービスの提供

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

○ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用

○生活支援講習会等事業の実施

○母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

○公営住宅における優先入居の推進等

○住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等

○子どもの学習支援等の推進

○子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への支援

**【第四次計画の具体的取組み】**

▶ 母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取組みやさまざまな機会、媒体を通じ、民間事業主へのひとり親家庭の親の雇用の働きかけを行う。

▶ 「行政の福祉化」の取組みである総合評価入札制度、指定管理者制度を通じたひとり親家庭の親の雇用の促進を行うとともに、市町村における取組みの実施に向けた働きかけを行う。

▶ 母子・父子福祉団体等が、ひとり親家庭の親の就業の促進につながるよう、物品や役務の調達などの業務の発注を推進する。

▶ ひとり親家庭の親等の非常勤職員の雇用の拡大に努めるとともに、市町村における取組みの実施に向けた働きかけを行う。

▶ ひとり親家庭の親の就業促進に向けた社会的機運を高めるため、ひとり親の雇用を進める事業主への表彰制度を新設。

▶ ひとり親家庭の親の事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等に資するため、事業主とひとり親との間において支援する職場環境整備等支援組織を認定。

▶ 母子家庭の母や父子家庭の父の試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期雇用や各種助成金を活用した正規職員等への転換等を促進。

**【第四次計画の具体的取組み】**

▶ ひとり親家庭の親が安心して子育てと就業等が十分にできるよう、保育所等の優先入所について市町村に働きかけを行う。

▶ 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所等における一時預かり、延長保育事業等のきめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進。

▶ 日常生活支援事業の家庭生活支援員として、ヘルパー等有資格者の母子家庭の母等を積極的に活用するとともに、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進するため、利用者に対する負担軽減等の措置について、市町村に働きかける。

▶ ひとり親家庭等生活向上事業において、就労や家事、育児、健康面での諸問題の解決等を図るため、生活支援に関する講習会を実施。

▶ 養育費相談支援センターや市町村等と連携し、児童扶養手当現況届提出時など様々な機会を活用して、養育費確保に関する情報提供等を行う。

母子・父子自立支援員等に対し、実践的な研修を実施するなど、知識・技能の向上に努め、養育費の受給率向上を図る。

▶ 養育費の取決めや履行確保、多重債務問題など法律問題について、弁護士による法律相談を引き続き実施。

▶ 面会交流をスムーズかつ継続的に行うことができるよう、適切な助言や情報提供等の支援を行う相談体制の整備を進めるとともに、離婚後の生活を考える機会を提供するための親支援講座の取組を推進。

▶ 母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際しての養育費の確保や、面会交流を行う手続き等について、適切な助言や情報提供ができるよう研修等により相談機能を強化。

▶ 家庭問題情報センターと連携し、養育費の確保や面会交流の実施等に関する支援を行うとともに、母子・父子自立支援員等に対しての研修や必要な情報提供等を行い、相談支援の強化を図る。

▶ 18歳未満の子どものいる母子家庭で、子ともの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母子生活支援施設を利用することにより、子育てや生活の自立が図れるよう支援。

▶ 府営住宅の入居者募集においては、ひとり親世帯等を対象とした福祉世帯向け募集枠により優先入居を引き続き実施するとともに、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を推進。

▶ 離職等により住居を失った場合等で、所得等が一定水準以下の方に対し、福祉事務所設置自治体において、住宅確保給付金を支給することにより、安定した住居確保につなげるとともに、就労による自立を図る。

▶ 子どもの貧困の連鎖を防止する観点等から、子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進。

▶ 子ども輝く未来基金を活用し、ひとり親家庭の子どもの体験活動や生活支援などを実施。

基本目標４　経済的支援

　基本目標３　養育費の確保・面会交流支援

**【第三次計画の施策評価（現状と課題）】等**

**【第三次計画の施策評価（現状と課題）】等**

**・母子父子寡婦福祉資金の適正な貸付業務の実施**

⇒　貸付金の貸付件数、金額が減少傾向。安易な貸付による生活窮状等を防止するための貸付基準の明確化と計画的な償還を可能にするため審査の厳格化を行ったためと考えられる。今後も経済的自立を図る制度として、個々のニーズと生活状況等にあった貸付業務の適正化を図るとともに、父子家庭の対象拡大に伴い、積極的な制度周知が必要。

**・養育費相談支援センター事業の推進**

⇒　国の養育費相談支援センターと連携を図り、専門員や弁護士による相談体制の整備を実施。養育費の受給率は依然として低く、受給率向上に向けた実効的な取組みが必要。

【※目標　アンケート調査：①「養育費の取決めをしている」母子世帯45.5%、②「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯15.1％の向上を図る】

→　[R1調査　①48.6％　②22.0％]

**・法律相談事業の実施**

⇒　養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律、経済的な問題について、弁護士による相談支援を実施。

**・面会交流に向けた支援**

⇒　面会交流のスムーズな実施につながるよう、関係機関と連携するとともに、母子・父子自立支援員が適切に助言や情報提供等の支援ができるよう研修の実施。

**・母子・父子自立支援員等による相談機能の強化**

　⇒　母子・父子自立支援員に対し、離婚に際する養育費確保のための手続きや先進事例等を踏まえた研修を実施。

**第四次計画の項目・目標等**

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施

○児童扶養手当の適正な給付業務の実施等

○ひとり親家庭医療費助成等の実施

○各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援

**第四次計画の項目・目標等**

**【第四次計画の具体的取組み】**

○養育費確保に向けた取組の推進

○養育費相談支援センター事業の推進

○法律等相談事業の実施

○面会交流に向けた支援

○母子・父子自立支援員等による相談機能の強化

○公益社団法人家庭問題情報センターとの連携

▶ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の制度周知に努めるとともに、母子・父子自立支援員に対する研修等により、適正かつ円滑な貸付を実施。

▶ 市町村との連携により、児童扶養手当制度の情報提供を行い、窓口ではプライバシーの保護に配慮し、就業相談や必要な情報提供を積極的に行うことにより、ひとり親家庭の自立支援を実施。

▶ ひとり親家庭医療費助成制度の対象者の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするよう医療費の一部を助成。将来的にも持続可能な制度とする観点に留意し、引き続き助成に努める。

▶ 府内私立高等学校、私立中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程に在籍する保護者等の経済的負担を軽減するため、基準額未満の所得世帯に対し、授業料支援補助金を支給。

▶ 全ての意思のある生徒が安心して教育が受けられるよう、府内に在住する低所得者の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給する。

▶ 大阪府育英会を通じ、奨学金や入学資金の貸付を行う。

**【第四次計画の具体的取組み】**

▶　ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の支払いが当たり前の社会となるよう

機運を醸成するとともに、養育費確保に向けた取組を推進。

基本目標５　相談機能の充実

▶ 相談先がない、相談先が分からない方のために、府は市町村等と連携して、広報紙やホームページ等の活用によるほか、パンフレットの作成配布等により、事業や制度の周知に努めるとともに、母子・父子福祉センターや他の支援機関と連携して相談窓口等の周知を図る。

▶ 市町村においては、制度や施策を紹介したリーフレット等をひとり親家庭等福祉担当課や戸籍等担当課の窓口に置くとともに、児童扶養手当等の現況届提出時などさまざまな機会を活用して、積極的な制度等周知や利用促進に努める。

▶ 母子・父子自立支援員や就業・自立支援センターをはじめ、母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員等地域で支援の担い手となる関係者に対し、必要な情報提供等を行い、相互の連携強化に向けた取組みを促進する。また、ハローワーク等への必要な情報提供等をはじめ、福祉事務所や社会福祉協議会、隣保館等の専門機関の相互連携を図り、適切な関係機関につなぐ支援体制づくりを促進する。

▶ 学校等に派遣、配置されるスクールソーシャルワーカーに対し、ひとり親家庭等に対する相談窓口や制度の周知等を行うなど連携を図り、支援を要する保護者や子どもを必要な制度や関係機関につなぎ、適切な支援が行えるよう地域の実情に応じたセーフティネットづくりを図り、子どもの貧困対策を推進。

　 **【第三次計画の施策評価（現状と課題）】**

**・母子・父子自立支援員等による相談事業の実施**

**・土日・夜間相談事業**

⇒　母子・父子自立支援員への相談内容の主なものとして就労や母子父子寡婦福祉資金、児童扶養手当に関するものが多く、同支援員の役割は非常に重要であることから、引き続き相談機能の強化が必要。母子・父子福祉センターにおける相談件数は、平成26年度以降、減少傾向となっている中、就業支援講習会等や労働・就労に関する相談は、依然として多い。同センターにおいては、こうした相談への適切な対応が必要。

⇒　土日・夜間相談事業については、公的機関と連絡がとりにくい時間帯に相談に応じ、必要な助言や各種行政情報の提供等を実施。

【※目標　アンケート調査：「相談先がない」母子世帯9.5%、父子世帯19.1％の低減を図る】

→　[R1調査 母子世帯4.3%、父子世帯14.4％]

**・配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施**

⇒ 【※目標　アンケート調査：ひとり親になった理由「暴力」母子世帯12.6％　寡婦5.2%の低減を図る】

→ ［R1調査 母子世帯12.4%、寡婦4.7％]

**・府・市町村担当課による情報提供等の充実**

⇒母子・父子福祉センターのホームページの携帯サイト開設や、事業ＰＲ冊子の作成・相談窓口への配布を行っているが、「相談窓口や制度が分からない」といった声も多い。市町村等との連携により、さらなる事業周知等への努力が必要。

基本目標６　人権尊重の社会づくり

**第四次計画の項目・目標等**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **【第三次計画の施策評価（現状と課題）】**

○母子・父子自立支援員等による相談事業の実施

○府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実

○土日・夜間相談事業の実施

○配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施

○子ども家庭センター等による相談事業の実施

○母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実

○府・市町村担当課による情報提供等の推進

○関係機関等との相互連携の推進

○学校等教育機関との連携の推進

**・人権教育・啓発に関する施策の推進**

⇒　企業に対する公正な採用選考に関する啓発を通じて、ひとり親家庭等の人権問題への取組みを推進。

また、宅地建物取引業者への民間賃貸住宅への入居差別解消に向けた啓発研修等を実施。

**・個人情報の取扱い等に関する取り組みの推進**

⇒　母子・父子自立支援員に対して個人情報の適正な取扱い等に触れた人権研修を実施。

**第四次計画の項目・目標等**

○人権啓発に関する施策の推進

○入居差別解消に向けた啓発の実施

○企業に対する公正採用に関する啓発の実施

○個人情報の取扱い等に関する取組みの推進

**【第四次計画の具体的取組み】**

▶ 母子・父子自立支援員による相談支援をはじめ、プライバシー保護に配慮し、地域における支援の担い手となる関係者との連携を図り、問題解決に必要かつ適切な情報提供などきめ細かな相談対応を行う。

▶ 令和２年６月に新設する府立母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭等への相談支援をさらに強化し、府内の中核的な拠点施設としての役割を果たす。

▶ 配偶者からの暴力に悩む女性のために女性相談センターや配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ府内６か所の子ども家庭センターで専門相談を実施する。

**【第四次計画の具体的取組み】**

▶ 人権啓発冊子等により、結婚や離婚、未婚への先入観等からの偏見や差別解消に向けた啓発に取組む。

▶ 家主や、宅地建物取引業者に対する入居差別解消に向けた啓発を行う。

▶ 企業に対する公正な採用選考に関する啓発を通じて、ひとり親家庭等の人権問題への取組みを進める。

▶ 母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取組みを進めるとともに、個人情報の適正な取扱い確保のため、自立支援員研修等を通じて意識啓発等に努める。